



省エネ適合性判定の電子申請に関するお願い

2021年10月 日本 ERI 株式会社

はじめに 電子申請受付webシステムの利用について

- ・ 電子申請には、ERIの電子申請受付webシステム（以下、電子システム という）を使用します。
- ・ ご利用にはユーザー登録が必要です。新規登録は弊社ホームページより可能です。

1. 申請種別について

① 本申請を“電子”により提出する場合

- ・ 申請種別「**省エネ適合性判定（電子申請）**」を選択して下さい。
- ・ 事前相談からご希望の場合は、備考欄に「事前相談希望」又は「仮受け希望」の入力をお願い致します。

※300㎡以上の住宅部分を含む複合建築物は現在、**対応していません。**

申請種別*

省エネ関係 ※BELS(住宅)は設計住

省エネ適合性判定 (電子的申請)

省エネ適合性判定 (電子申請)

BELS (非住宅)

② 事前相談を“電子”、本申請を“紙面”により提出する場合

申請種別「**省エネ適合性判定（電子的申請）**」を選択して下さい。

※300㎡以上の住宅部分を含む複合建築物の**ご利用が可能です。**

申請種別*

省エネ関係 ※BELS(住宅)は設計住

省エネ適合性判定 (電子的申請)

省エネ適合性判定 (電子申請)

BELS (非住宅)

事前相談は、ERIへの本申請を前提に行うものです。
事前相談のみの電子的申請・電子申請は受付していません。

③ 計画変更・軽微変更該当証明申請について

- ・ 変更する物件が既に電子申請している場合は、電子システム内の申請データ閲覧より当該物件を選択していただき「**追加申請**」にて申請して下さい。

証明書の所有者名	組織名	タイムスタンプ日時
Test Jiro	ジャパンネット株式会社	2021-04-28 21:20:14

追加アップロード 戻る 複写申請 **追加申請** 閲覧許可変更 担当者編集 物件削除

※電子システムで「適合判定通知書」が交付されている場合に「追加申請」ボタンが表示されます。

- ・ 本申請が“紙面”による場合は、「新規申請」より申請種別「**省エネ適合性判定（電子申請）**」を選択して下さい。

なお

- ◇ 事前に変更内容、工程等のご相談を頂けると手続きがスムーズです。
- ◇ 軽微変更説明書は、完了検査を実施する建築主事又は指定確認検査機関にご提出下さい。

2. 電子申請時の引受承諾書、請求書、適合判定通知書等について (1.②の電子的申請の場合を除く)

ERIが発行・交付する「引受承諾書」、「請求書（銀行振込）」、「期間延長通知」、「適合するかどうか決定できない旨の通知」、「適合判定通知書」、「軽微変更該当証明書」、「審査済図書」等は電子文書として電子システムにアップロード致します。

ただしコンビニエンスストアでの支払いをご希望する場合、請求書は郵送となりますので別途に送付先のご指定をお願い致します。

3. 申請データファイルについて

申請データのファイルのまとめ方は以下を基本として下さい。

なお事前相談の提出図書は、本申請と同様の書類をご用意ください。

- ① 計画書・委任状・設計内容説明書
※電子申請や省エネ適判に不慣れの場合、「設計内容説明書」は詳細版の使用を推奨します。
 - ② 計算書等
 - ③ 省エネ計算用積算図面等（外皮面積、外周長さ、非空調コア長さ、空調対象床面積 等算定図）
 - ④ 意匠図一式
 - ⑤ 設備図一式
 - ⑥ 電気図一式
- ※ ⑤設備図と⑥電気図は一緒にすることも可

[注意事項]

- ・ 電子署名は不要です。
- ・ ファイルには保護をかけないでください。
- ・ 複数ファイルをアップロードする際は、ZIPファイルに圧縮すると作業がスムーズです。
- ・ 1 回のアップロードの上限は200MBです。
- ・ A4 又はA3 サイズでのPDF作成を基本としてください。
- ・ 図書はCAD等から直接PDF出力したデータを基本として下さい
- ・ 紙面をスキャンする必要がある場合、解像度は300dpi以上として下さい。
- ・ PDFに追加等加工した場合は必ず再PDF化して下さい。
- ・ PDFファイル内には、注釈による書き込みが無いようにして下さい。

